

幼児教育・保育無償化のご案内

子育てに係る経済的負担を軽減するため、令和元年10月1日から幼児教育・保育無償化が開始されました。無償化の対象となるには、必ず認定申請書類一式の提出が必要です。本案内をご覧ください、希望の認定区分を決めて提出期限までに申請書類をご提出ください。

【1】無償化の概要

	1号認定	2号認定
(1)幼稚園の入園料・保育料	無償化対象 月額 25,700 円まで	無償化対象 月額 25,700 円まで
(2)幼稚園の預かり保育等の利用料	無償化対象外	無償化対象 月額 11,300 円まで

※ 給食費・通園送迎費・行事費等の経費は、保護者の負担になります。

(1)幼稚園の入園料・保育料【月額 25,700 円まで】 1号認定 2号認定

幼稚園に通う満3歳児から5歳児までの園児の利用料(入園料・保育料)が無償化の対象となります。入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。無償化上限額を越える利用料は、保護者の方のご負担となります。

(2)幼稚園の預かり保育等の利用料【月額 11,300 円まで】 2号認定

保護者のいずれもが就労等の要件(裏面【5】参照)を満たし、園児が保育の必要性の認定を受けた場合に、幼稚園の預かり保育等の利用料が無償化の対象となります。

●幼稚園の預かり保育の利用料

利用日数×450円と、預かり保育の利用料を比較し、小さい金額が月額 11,300 円まで無償化の対象となります。

●認可外保育施設等(※)との併用利用

幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合に認可外保育施設等との併用利用ができます。併用でご利用された場合は、利用料の合計金額が月額 11,300 円に達するまで無償化の対象となります。通園先が認可外保育施設等との併用利用ができるか確認をしたい場合は、市ホームページ又は通園先にお問い合わせください。

※ 認可外保育施設等…認可外保育施設、一時預かり、ファミリー・サポート・センター(預かり部分の利用料のみ)、病児保育

満3歳児クラスの方で預かり保育等無償化の対象としたい方

満3歳児(3歳になった日から3歳になって最初の3月31日までの園児)は、2号認定の要件を満たし、市民税非課税世帯の場合に限り、幼稚園の預かり保育等の利用料が無償化の対象となります。この場合、3号認定を受けることとなります。課税証明書が必要となる場合がありますので、申請書裏面をご確認ください。(3号認定を希望される方は、本案内の点線枠外の箇所の「2号認定」を「3号認定」に、「月額 11,300 円」を「月額 16,300 円」に読み替えてください。)

【2】 申請書類

	1号認定を申請する方	2号認定を申請する方
(1)施設等利用給付認定申請書	表面を記入	表面・裏面を記入
(2)添付書類	不要	必要 (父母それぞれの分)

(1) 子育てのための施設等利用給付認定申請書 **1号認定** **2号認定**

必要事項をご記入の上、保護者の印(スタンプ印不可・朱肉使用のもの)を押印してください。(きょうだいで通園している場合は、きょうだいそれぞれの「申請書」が必要になります。)

(2)添付書類 **2号認定**

父母それぞれ(※)の保育を必要とすることを証明する書類(裏面【5】参照)をご用意いただき、「申請書」にホチキス留めをしてください。必要な様式は、幼稚園からお取り寄せいただくか、市ホームページからダウンロードしてください。(きょうだいで通園している場合は、添付書類を下のお子様の「申請書」に添付してください。)

※ ひとり親家庭に該当する方は様式⑫「ひとり親家庭に関する申立書」をご提出ください。

【3】 申請方法

【2】の申請書類を揃えて、通園先(予定)の幼稚園にご提出ください。なお、認定区分の変更申請については、直接市役所にご提出ください。



※ 茅ヶ崎市の審査の結果、保育の必要性が認められない時は**2号認定**ではなく**1号認定**となりますので、予めご了承ください。

【4】 提出期限

令和 年 月 日()までにご提出ください。

【市ホームページ】

トップページ > くらし > 子育て > 幼稚園 > 幼児教育無償化(私立幼稚園)

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kosodate/youchien/1035405.html>

【問い合わせ先】

事務担当 茅ヶ崎市 子育て支援課 子育て推進担当

所在地 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111 内線2161~2

～お問い合わせの際は「通園先(予定)の幼稚園名」をお伝えください～

